

平成22年度第9回 税制調査会後の記者会見録

日 時：平成22年11月11日（木）20時17分～

場 所：合同庁舎4号館11F 共用第1特別会議室

○記者

今日は資産課税の話があったのですが、相続税と贈与税について、税率構造の見直しというところで、相続税については最高税率を引き上げて、贈与税については引き下げるという方向性も含めて検討していくという理解でよろしいでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

相続税については、基礎控除を引き下げるという方向です。税率構造を見直したらどうかという話もありました。

○記者

その税率構造の見直しというのは、ブラケットの話ですか。

○五十嵐財務副大臣

はい。

○記者

先ほど池田副大臣の話で、テイクノートしたいとおっしゃったところですが、聞き取りにくかったので、どういう趣旨なのか御説明いただけますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

要するに、池田副大臣も東副大臣もそうだったと思いますが、法人税以外の増収項目も考えていいのではないかという趣旨と受け止めましたので、そのことはテイクノートすると。テイクノートというか、その場で、もっと具体的に出してくださいということを書いてしまいましたけれども、法人税以外にあるというのであれば、それは具体的に提案をしてほしいと。要するに、人の懐というか分野は言わないで自分の減収項目だけ主張するというのではなくて、もっとゼネラルな広い立場に立って提案をされてはどうですかと。あるいはそれを受け止めて私たちも考えることもあり得るということだと思います。

○記者

かねてからお伺いしていますけれども、相続税を課税強化する一方で贈与税を軽減するということのねらいについて、改めて副大臣から整理してお伺いできますか。

○五十嵐財務副大臣

相続税につきましては、所得の再配分機能が衰えてきている。そして、土地価格の上昇に基づいて基礎控除額を上げてきたけれども、反対方向に向いているので、それに対応する措置が必要ではないかと。特に4%の人しか適用されないということで、それは課税ベースを拡大する必要があるのではないかとという観点です。

贈与税については、これまでの時代の変化に伴って、老老贈与といいますが、80歳

代の方々が50歳代、60歳代の方々に贈与されるというケースが目立ってきたので、それではただ資産をつくり終わった人たちに、更に資産を付け加えるだけに終わってしまっていて、お金が日本の国内で回っていきませんか。ですから、別の観点から、私はお金が回る社会にするということを申し上げましたけれども、お金が有効に使われるために贈与される範囲を拡大し、また、使いやすくするという事を考えてはどうかということだと思います。

○記者

法人税のお話ですが、法人税以外のところで具体的な御提案があった場合には、どのように審議をするお考えなのか教えてください。

○五十嵐財務副大臣

まだ各主要税目についても議論の場がございますから、今後も御提案があれば検討させていただき、私どもも各府省とのやり取りの中で、あるいはこれからの税調審議、PT審議の中で必要な策があれば、私どもの方からも提案することもあるということです。

○記者

先ほどの議論の中でもありましたけれども、100%すべてを課税ベースの拡大でやるわけではなくて、課税ベースの拡大とそのほかの項目で合わせてその財源とするという考え方があるという解釈でよろしいですか。

○五十嵐財務副大臣

あくまでも基本は課税ベースの拡大です。

○記者

先ほど証券優遇税制のところ、本則に戻した方がいいのではないかというお話がありました、その中でどのぐらいの減収幅に戻したら、どのぐらいの効果があるのかという数字がないというお話がありましたけれども、これについては何か具体的なデータはあるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

私は結構難しいと思います。要するに株が一般的な趨勢として上昇局面か、株価が停滞している局面か、あるいは下降局面かによって随分変わってきますし、一定の仮定を置かないと簡単に推計できないと思います。

○記者

ざっくりでいいのですが、例えばこのぐらいの水準だったときに、このぐらいといったものが、もしあれば教えてください。

○五十嵐財務副大臣

現状の説明はできますか。

○尾立財務大臣政務官

ざくっとした数字で恐縮ですが、500億～1,000億ぐらいの間ということで、

株価等々でもいろいろ影響しますので。

○記者

相続税の基礎控除の10ページの仮の計算といたしますと、大体5,000万円のところで3,000万円くらいにしたいと読めるような数字が出ているのですが、こうした場合には実質、どのくらい税収への影響があるのかということと、実際、その比例部分の法定人数かけるという部分も連動して動かすという考えでよろしいのかどうか。その2点を教えてください。

○五十嵐財務副大臣

もともと相続税に関してはゆがみを直すというのが趣旨で、これで増収を図ろうという意味ではございません。税額的には大した増収効果ではないと判断していますが、数字はあります。

○尾立財務大臣政務官

もともと全体で、今、1.3兆円ということですので、そんなに税収増効果は見込めないと思っております。

○五十嵐財務副大臣

ごめんなさい、もう一点は何でしたか。

○記者

人数に比例する部分の金額というものも、その5,000万円という数字が動けば連動して動くという考えでいいかどうかです。

○五十嵐財務副大臣

1対5で合わせるということです。

○記者

つまり、1,000万円から減るという解釈でよろしいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

はい。

○記者

金融所得税制のところですが、大口株主の、5%以上の保有をしている人が総合課税になっているというお話があって、その部分についての拡大をしていく場合に、この資料の中では3%とか1%といったところについての説明がありますがけれども、これは具体的に今後、現在5%であるものを1%ないしは3%といった方向に、新たな基準にしていくという方向性ということによろしいのでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

資料の6ページのとおりでございまして、会社の経営に参画する持ち分ということで、今、5%の線が引かれているわけですがけれども、よく見ますと、この4の【参考2】にあるように、3%でも経営に参画できる権利がありますし、1%でもあるということで、そういう意味では1%以上というものがもちろん射程に入るのではないかと

と思っていますが、具体的な数字についてはまだ何も決めておりません。

○記者

贈与税ですが、見直しの方向性①のところ、この税率構造を若年層について広げていくということですが、この若年層というものは具体的にどのように定義しているのか。例えば年代とか、あるいは今の見直しの方向性②のところにあるような孫というふうな書き方にするのか。その辺りについてはいかがでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

基本的には、まだ決めているわけではありませんけれども、私は孫ということを想定しておりますが、まだ議論はそこまで深まっています。

○記者

この見直しの方向性②のところと併せて、孫への贈与税についての適用を拡大していくという解釈でよろしいのですか。

○五十嵐財務副大臣

ですから、孫の世代へということは、頭の中にありますと申し上げたとおりでございます。

それから、税率構造については、相続税と比べて贈与税が急激に立ち過ぎていますので、少し倒す、緩やかにするという方向性を御提案したということでございます。

○記者

この税率構造というものは、孫とかそういった特定の世代に限定したものであるわけですか。

○五十嵐財務副大臣

全然違います。それは税率の話ですから。

税率構造の話はいろいろな方法があると思いますが、基本的には立ち過ぎているものをどうするかという話でありまして、それは我々の提案の趣旨がお金を回すということですから、若い世代に贈与するときは特例的に緩やかにすることによって必然的になっていくのではないかと思います。またそこまで具体的に提案をしているわけではありません。

○記者

もう一度お伺いしたいのですが、1つは推定相続人ではない人に相続時精算課税制度を適用する、仮に孫ということになれば、そういうことが法律の建付け上、問題はないのかということの確認が1つ。

あと、もう一点、先ほども聞いたのですが、より若い世代に拡大することでどういう効果が見込まれるのかということ、もう少し具体的に伺えると助かります。

○五十嵐財務副大臣

基本的に若い世代は当然、活動的、アクティブであり、それは消費をしやすい世代です。資産をつくり終わった世代と比べれば、それは当然、消費してくれる可能性が

非常に高いということであろうと思います。

それから、推定相続人は現在、子に限られているということで、孫は含まれていないわけですが、それは税法上の決め方でありまして、それは推定相続人という表現を変えればいいことであると思います。解釈を変えるのではなくて、指定を変えれば可能なのではないのでしょうか。

[閉会]